

委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度高知県特定健診受診勧奨委託業務

2 趣旨

市町村国保の特定健診受診率については、医療費適正化の取組や保険者努力支援制度の評価項目として重要な位置づけとなっているところである。

しかしながら、本県の市町村国保特定健康診査受診率は令和6年度で38.1%となっており、また、年齢別に見ると40歳台は受診率が20%前半となっているなど、目標値60%に対し開きがある状況のなか、この目標達成に向け市町村国保における健診受診率向上を図ることが必要である。

本事業は、県内の市町村国保被保険者向けに、テレビCM等の各種媒体等を活用し、特定健診に対する意識啓発や健診受診率向上を目的に、県（以下「委託者」という）による広域的な特定健診受診勧奨の広報等を実施するものであり、これらについて委託を行うものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

下記の（1）、（2）及び（4）は必須業務とし、広報における対象者は本県の市町村国保被保険者とする。

- （1）特定健診の受診勧奨に関する広報業務
- （2）特定健診対象前世代（39歳）に対する特定健診受診への意識啓発に係るリーフレット等作成及び発送業務
- （3）受託者の提案に基づく事業
- （4）実績報告

5 各業務について

- （1）特定健診の受診勧奨に関する広報業務
 - ①当該委託業務における基本事業とすること。
 - ②マスメディアやWEB等の広報媒体を活用し、統一的なコンセプトのもとで、県内の国保被保険者向けに特定健診の受診勧奨に繋がる各種啓発素材の企画・制作・放送・掲載等の業務を行うこと。
 - ③主に未受診者等を対象とするものであるが、40歳台は、全世代の中で一番受診率が低いことから、40歳台への訴求を意識した内容とすること。
 - ④広報媒体については、テレビ、ラジオ、新聞、Google、Yahoo!、Facebook、Instagramなどが考えられる。

- ⑤ 広報の時期については、多くの市町村が集団健診を実施する6月～7月及び10月～11月の時期を考慮して実施すること。
- ⑥ 提案にあたっては、広報を実施する媒体、内容、時期、頻度等を明確化すること。
- ⑦ これらに係る統一的なコンセプトを基に、県の指定する既存のランディングページのデザイン作成を行うこと。(参考：<https://kochi-kokuho.com/>)

(2) 特定健診対象前世代(39歳)に対する特定健診受診への意識啓発に係るリーフレット等通知物の作成及び発送業務

- ① 39歳の被保険者が、次年度に40歳となり特定健診の受診対象者となることを踏まえ、特定健診の積極的な受診につながるような意識啓発を図ることを目的とすること。
- ② 令和8年度に39歳となる国保被保険者を対象とした特定健診の案内に関するリーフレット及び封筒の作成、印刷、発送を行うこと。
- ③ リーフレット及び封筒の作成について
 - ・ 委託者が過年度に作成したリーフレット等の内容を参考に、新たに39歳向けに特定健診の受診を促す内容を提案し作成を行うこと。
 - ・ 部数は1,200部を想定。
 - ・ 送付対象者は、令和8年度に39歳となる国保被保険者数であるため正式印刷部数は令和8年度中に決定する。また1,200部を超える印刷は想定していないが、超えた場合は委託者と別途協議を行うこととする。
- ④ 発送について
 - ・ 発送時期は令和9年2月頃を想定(詳細は委託者と協議のうえ決定)。
 - ・ 上記で作成したリーフレットを封筒に封入し、市町村又は対象者へ発送すること。
 - ・ 市町村又は対象者の送付先情報は委託者より提供する。
 - ・ 対象者への直接送付の場合は、個人情報の取扱いに十分配慮し実施すること
- ⑤ ただし、特定健診対象前世代(39歳)に対する特定健診受診への意識啓発について、上記によらず効果的と考えられる提案がある場合は、これらによらない。

(3) 受託者の提案に基づく事業

その他、特定健診の受診率向上を目的とする事業で、受託者が提案を行い、委託者が実施を認めたもの。プロポーザルにおいて事業提案を行った内容に基づくものとし、詳細は別途協議して定めることとする。

(4) 実績報告

受託者は、本事業を通じて実施した全ての事業について、事業概要、広報事業の件数、勸奨物発送件数などの実績を報告書に取りまとめること。

6 実施体制

業務の実施にあたっては、業務全体の統括責任者を置き、各業務の責任者・連絡窓口担当

者（同一人物でも可）を明確にし、業務が円滑に実施できる人員・体制を確保すること。

7 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、進捗確認・疑義を正す協議を、委託者と適宜実施すること。協議内容についてはその都度受託者が書面に記録し、相互に確認するものとする。

8 業務計画書

本業務の受託後、2週間以内に、業務ごとの詳細なスケジュールを整理した業務計画書を提出すること。

9 成果品の帰属について

- (1) 成果品の著作権は、勸奨資材やマニュアル、効果検証時の集計や分析結果など、全ての中間生成物を含め、全て委託者に帰属することとし、委託業務の成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。以下同じ。）は、成果品の引き渡しの時をもって受託者から委託者に移転するものとする。
- (2) 受託者は、委託者に対し、次の次号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。
 - ① 成果品の内容を公表すること。
 - ② 成果品を利用して委託者の業務を実施すること。
 - ③ 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、委託者に対して、委託業務の成果品が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証すること。

10 成果品及び実績報告書の提出について

受託者は、当該業務の目的に沿って成果品及び実績報告書を作成し、まとめて委託者へ令和9年3月末までに提出し報告を行うこと。また、本業務において作成された勸奨資材等の成果品については、PDFデータに加えて、入稿データ（イラストレーター作成の場合は、アウトライン前及び後のものなど編集加工が可能な状態）を提出すること。

11 個人情報の取扱及びセキュリティ対策について

- (1) 本業務の実施にあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他、個人情報の保護を行うこと。
- (2) 個人情報の漏洩等の不祥事があった際には、受託者名も公表されることを十分認識すること。

(3) 本業務の遂行に当たり、高知県情報セキュリティポリシーを遵守し実施すること。

12 再委託について

- (1) やむをえず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。
- (2) 本業務の全部又は主たる部分、契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (3) 業務の一部を第三者に委託又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び委託金額等について記載した書面を委託者へ提出し、承諾を得なければならない。
- (4) なお、再委託の相手方又は内容を変更しようとするときも同様とする。
- (5) 再委託する場合は、再委託先にも本契約を遵守させるものとする。また、再委託先の行為についてはすべての責任を受託者が請け負うものとする。

13 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、県と受託者において別途協議のうえ対応すること。
- (2) 本事業は、厚生労働省の「保険者努力支援交付金（事業費・事業費連動分）の都道府県国保保健事業」に基づき実施することを予定しているため、関係する要綱、要領等に沿ったものであること。なお、令和8年度の関係要綱・要領等は今後示される予定であり、従来のもことから内容が変更される可能性があるが、企画提案にあたっては、令和7年度の関係要綱・要領等に基づくものとする。
- (3) 令和8年度高知県国民健康保険事業特別会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続について停止等を行うことがある。